

答申素案

答申第 号
令和4年（2022年） 月 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 嶋 拓 哉

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第1号の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年3月3日付け札行情第10702号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
- 2 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- 3 その他審議が必要な事項について

答 申

1 答申に当たって

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）が、令和5年4月1日から施行される。これにより、同日以降、札幌市が保有する個人情報は、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「保護条例」という。）ではなく保護法に基づき取り扱われることになる。

今般札幌市長から、保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）の制定などの個人情報保護制度の見直し、情報公開制度と個人情報保護制度との整合性を確保するための対応などについて、諮問を受けたところである。札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）では、これまで4回にわたり審議を重ねた結果、意見を取りまとめるに至ったので、ここに答申する。

2 審議会の判断

(1) 開示請求の手数料について

次のとおり施行条例で規定することが、妥当である。

- 開示請求の手数料を徴収しないこと。
- 写しの交付に要する費用を徴収すること。

【説明】

保護法第89条第2項では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求の手数料の額を施行条例で定める必要がある。なお、開示請求の手数料の額を施行条例で無料と定めることも妨げられないとされている。

この点について、保護法の施行後も保護条例と同様の取扱いを継続する方針に基づいて、開示請求の手数料を徴収しない旨及び写しの交付に要する費用を徴収する旨を施行条例に規定することが、妥当である。

(2) 開示決定等の期限について

保護法第83条第1項に規定する期限（30日以内）を「14日以内」に、同法第84条に規定する期限（60日以内）を「44日以内」に、それぞれ短縮する旨を施行条例に規定することが、妥当である。

【説明】

保護法第83条第1項では、「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行わなければならない」と規定する。また、同法第84条では、「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うべき」と規定する。なお、これらの期限については、施行条例に定めることにより短縮することができる。

この点について、保護法の施行後も保護条例と同様の取扱いを継続する方針に基づいて、同法第83条第1項に規定する期限（30日以内）を「14日以内」に、同法第84条に規定する期限（60日以内）を「44日以内」に、それぞれ短縮する旨を施行条例に規定することが、妥当である。

(3) 行政機関等匿名加工情報（※1）の手数料の額について

施行条例で定める行政機関等匿名加工情報の手数料の額について、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第177号）第1条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「保護法施行令」という。）第31条第4項及び第5項に規定する額と同額とすることが、妥当である。

【説明】

保護法の施行に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体（当面は都道府県及び政令指定都市）に行政機関等匿名加工情報制度（※2）が導入される。同法第119条第3項及び第4項では、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しているため、手数料の額を施行条例で定める必要がある。なお、この規定を受けて、保護法施行令第31条第4項及び第5項では、施行条例で定める行政機関等匿名加工情報の手数料の額の標準を定める。

この点について、施行条例で定める当該手数料の額を保護法施行令第31条第4項及び第5項に規定する額と別異に設定する理由はなく、これと同額にすることが、妥当である。

※1 行政機関等匿名加工情報

個人情報ファイルの個人情報を加工（削除・置換え）して、個人を識別できなくしたデータをいう。

※2 行政機関等匿名加工情報制度

地方公共団体の機関が毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報の利用について提案の募集を行い、事業に利用しようとする者からの提案内容が保護法に規定する基準に適合するか審査した上で、契約を締結し、提供する制度をいう。

【参考】保護法第119条

（手数料）

第119条（省略）

2（省略）

3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5～10（省略）

【参考】保護法施行令第31条

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第31条 法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3（省略）

4 法第119条第3項の政令で定める額は、第1項に定める額とする。

5 法第119条第4項の同条第3項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第2項に定める額とする。

(4) 条例要配慮個人情報について

現時点では、施行条例において条例要配慮個人情報を規定しないこととし、今後の社会情勢の変化や札幌市における諸施策の動向等を踏まえて必要に応じて適宜見直しを図ることが、妥当である。

【説明】

保護法第2条第3項では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として位置付ける。また、同法第60条第5項では、要配慮個人情報以外に、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として位置付ける。このため、条例要配慮個人情報を施行条例に規定する必要があるかどうかを検討する必要がある。

この点について、保護法では、個人情報全般について、個人情報の保有の制限等（第61条）、利用目的の明示（第62条）、不適正な利用の禁止（第63条）及び適正な取得（第64条）等の規定に基づいて、厳格かつ慎重な取扱いが保障されるような枠組みを構築している。このことを踏まえると、仮に施行条例において条例要配慮個人情報を規定したとしても、その実際的な効果は小さいと考えられる。また、現時点で俯瞰したところ、地域の特性等その他の事情に応じて、札幌市において条例要配慮個人情報として位置付けるべき情報の類型が特段存在するとも考えられない。したがって、現時点では施行条例において条例要配慮個人情報を規定しないこととし、今後の社会情勢の変化や札幌市における諸施策の動向等を踏まえて必要に応じて適宜見直しを図ることが、妥当である。

(5) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書について

次のとおりとすることが、妥当である。

- 個人情報ファイルに記録される本人の数及び保存期間の多寡を問わず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成すること。
- 本人の数が1,000人未満又は保存期間が1年未満の個人情報ファイル簿については、個別の請求に応じて閲覧に供すること。

【説明】

保護法第75条第1項では、行政機関等が保有している個人情報ファイルごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられる。ただし、個人情報ファイルのうち記録される本人の数が1,000人未満のもの又は保存期間が1年未満のものは、個人情報ファイル簿

の作成及び公表が義務付けられない（したがって、保護法第75条第1項により個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられるのは、記録される本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上の個人情報ファイルに限られることになる。）。

この点について、札幌市では、従前の個人情報取扱事務届出書に代えて個人情報ファイル簿を作成する方針であると聞き及んでいるが、同市において個人情報の保有状況を遺漏なく把握する必要がある、保護法で定められた個人情報ファイル簿の作成漏れや公表漏れを防止する必要もあることから、個人情報ファイルに記録される本人の数及び保存期間の多寡を問わず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成することが、妥当である。また、既述のとおり、保護法第75条第1項に基づき個人情報ファイル簿の公表が義務付けられるのは、本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上の個人情報ファイルに限られるが、それ以外の個人情報ファイル簿についても、可能な限り情報公開を推進する観点に立脚し、個別の請求に応じて閲覧に供することが、妥当である。

(6) 保護法の不開示部分と札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「公開条例」という。）の不開示部分との整合性の確保について

次の方針に基づき保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分との整合性を確保することが、妥当である。

- 原則、公開条例の規定をこれに対応する保護法の規定に合わせる。
- 公開条例においてこれに対応する保護法の規定よりも不開示情報の範囲を狭くする規定がある場合は、公開条例ではこの規定を残し、施行条例により不開示情報の範囲を狭める。
- 改正後の公開条例により不開示情報の範囲が広がることのないように運用する。

【説明】

保護法と公開条例の不開示部分の整合性を確保するため、保護法第78条第2項では、条例で定めることにより、①保護法の不開示情報を公開条例と同様に開示にすること、②保護法の開示情報を公開条例と同様に不開示にすることができる旨を規定する。また、①及び②によるほか、③公開条例の規定を保護法の規定に合わせて改正することにより、不開示情報の整合性を確保することも可能である。

この点について、次の方針に基づき保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分との整合性を確保することが、妥当である。

- ア 原則、公開条例の規定をこれに対応する保護法の規定に合わせる。
- イ 公開条例においてこれに対応する保護法の規定よりも不開示情報の範囲を狭くする規定がある場合は、公開条例ではこの規定を残し、施行条例により不開示情報の範囲を狭める。
- ウ 改正後の公開条例により不開示情報の範囲が広がることのないように運用する。

(7) 審議会への諮問について

次のとおりとすることが、妥当である。

- 保護法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に審議会に諮問する旨を施行条例に規定すること。
- 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）に規定する審議会の所掌事務についても、所要の改正を行うこと。

【説明】

保護法第129条では、地方公共団体の機関は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」には、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる旨を規定する。

この点について、施行条例の実質的な改正を行う場合等を念頭に置き、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に審議会に諮問する旨を施行条例に規定し、これに併せて、審議会の所掌事務についても所要の改正を行うことが、妥当である。

(8) 運用状況の公表について

次のとおりとすることが、妥当である。

- 市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表する旨を施行条例に規定すること。
- 市長が審議会に対して年1回個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告する旨を、施行条例及び公開条例に規定すること。

【説明】

保護条例第52条では、「市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする」と規定し、従前より、この規定に基づいて市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表している。この点については、施行条例に同旨を規定し、市長による運用状況の公表を継続して行うことが、妥当である。

また、これまで市長より審議会に対して、年1回個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告しているが、この報告に関して条例では何ら規定が設けられていなかった。この点、市長による審議会への当該報告の根拠を明確にするため、施行条例及び公開条例に当該報告に関する規定を置くことが、妥当である。

(9) 存否応答拒否（※）の審議会への報告について

市長が審議会に対して個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告する（上記(8)参照）のに併せて、存否応答拒否の件数や事案の概要等を報告することが、妥当である。

【説明】

保護条例第19条第2項では、個人情報開示請求に対して、存否応答拒否をした場合には審議会に速やかに報告することとしているが、保護法では同旨の規定は存在しない。

この点について、市長が審議会に対して個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告する（上記(8)参照）のに併せて、存否応答拒否の件数や事案の概要等を報告することが、妥当である。

※ 存否応答拒否

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することをいう。

3 審議会での審議経過

	開催日	審議内容
第1回	令和4年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法の概要説明 ・ 保護法と保護条例との相違点の説明及び審議事項の整理
第2回	令和4年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項の具体的な審議（その1） (1) 開示請求の手数料 (2) 開示決定等の期限 (3) 行政機関等匿名加工情報の手数料 (4) 条例要配慮個人情報 (5) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書
第3回	令和4年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項の具体的な審議（その2） (6) 保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分との整合性の確保 (7) 審議会への諮問 (8) 運用状況の公表 (9) 存否応答拒否の審議会への報告
第4回	令和4年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申素案の審議
答申	令和4年〇月〇日	